

別表1 表示登録会員に係る手数料等の額

※令和5年7月1日改正分を参照

別表2 点検済票交付手数料積算科目(例)

1 直接経費

(1) 点検済票作成費

印刷製本費 ————— 点検済票の印刷に要する費用

(2) 講習、研修費

ア 賃借料 ————— 講習、研修等の会場、会議室、視聴覚機材等の借上げに要する費用

イ 謝 金 ————— 原稿料、講師謝礼等に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 講師等の旅費交通に要する費用

エ 印刷製本費 ————— 案内書、教材等の印刷に要する費用

オ 人件費 ————— 会場管理等の業務を行うための臨時職員の雇用に要する費用

カ 通信運搬費 ————— 案内書等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用

キ 保険料 ————— 講師等の保険料

ク 会議費 ————— 講習、研修等の打合せ会議等に要する費用

ケ 雑費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(3) 委員会運営費

ア 賃借料 ————— 会議室等の借上げに要する費用

イ 謝 金 ————— 委員等の謝礼に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 委員等の旅費交通に要する費用

エ 印刷製本費 ————— 会議資料等の印刷に要する費用

オ 通信運搬費 ————— 会議等の開催に伴う電話、郵便等の通信費用

カ 会議費 ————— 委員会等の開催に要する費用

キ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(4) 調査費

ア 人件費 ————— 消防用設備等に係る点検機器工具、点検済貼付状況、点検実施状況等の調査・点検制度等の普及啓発等の業務に従事する技術者（以下「点検推進指導員」という。）の雇用等に要する費用

イ 福利厚生費 ————— 点検推進指導員に対する貸与被服、医療等の福利厚生に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 点検推進指導員の通勤、調査等の旅費交通に要する費用

エ 通信運搬費 ————— 調査資料等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用

オ 印刷製本費 ————— 調査資料等の印刷に要する費用

カ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(5) 普及広報費

ア 印刷製本費 ————— ポスター、パンフレット等の印刷に要する費用

イ 通信運搬費 ————— ポスター、パンフレット等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用

ウ 会議費 ————— 普及広報に係る打合せ会議に要する費用

エ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(6) 損害賠償責任保険料

保険料 ————— 消防用設備等の保守業務に係る損害賠償責任保険加入に伴う保険料

(注) この保険料は、自ら点検を行う防火対象物関係者に交付する点検済票交付手数料の積算には、算入しないものとする。

2 間接経費

- ア 役員報酬 ————— 役員（監事を含む。）に対する報酬
- イ 職員給与 ————— 点検推進指導員を除く職員に対する給料、諸手当、賞与（賞与引当金繰入額を含む。）等に要する費用
- ウ 退職金 ————— 職員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
- エ 法定福利費 ————— 役員及び職員に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
- オ 福利厚生費 ————— 役員及び職員に対する貸与被服、医療、慶弔見舞金等の福利厚生に要する費用
- カ 会議費 ————— 理事会、評議員会等の会議に要する費用
- キ 旅費交通費 ————— 役員、職員等の通勤、出張旅費交通に要する費用
- ク 通信運搬費 ————— 送料、電話、郵便等の通信に要する費用
- ケ 什器備品費 ————— 固定資産に計上しない事務用什器備品の購入に要する費用
- コ 消耗品費 ————— 事務用消耗品費、新聞、参考図書等の購入に要する費用
- サ 修繕費 ————— 建物、事務機器等の修繕維持等に要する費用
- シ 印刷製本費 ————— 各種資料の印刷に要する費用
- ス 水道光熱費 ————— 電気、水道、ガス等の使用料
- セ 広報宣伝費 ————— 広告、公告又は宣伝に要する費用
- ソ 諸謝金 ————— 原稿料、謝礼、報酬等に要する費用
- タ 負担金 ————— 会費等の負担金
- チ 寄附金 ————— 社会福祉団体等に対する寄附金
- ツ 賃借料 ————— 事務所、職員宿舍等の借地借家料
- テ 減価償却費 ————— 減価償却資産に対する償却費
- ト 租税公課 ————— 各種公租公課
- ナ 保険料 ————— 火災保険その他の損害保険料
- ニ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用